

奈良県職員採用 SNS 運用支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 適用

本要領は、奈良県職員採用 SNS 運用支援業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

奈良県職員採用 SNS 運用支援業務

(2) 目的

本業務は、主に想定する 3 つのターゲット（①非認知層（奈良県庁を選択肢に入れていない就職・転職検討層）、②奈良県庁の受験検討層、③就職活動をしていない潜在層）への訴求を目的に SNS を活用し、職場の雰囲気や職員の姿をリアルに伝え、共感の醸成を図ることで、求職者からの認知度向上と応募意欲を高める効果的な広報を実施しようとするものである。

また、本業務の実施に際しては、県が実施する採用広報、業務説明会、インターンシップ等の各種取組と相互に連携を図ることにより、効果的かつ一体的な採用広報の推進に資するものとする。

(3) 業務内容

別紙「奈良県職員採用 SNS 運用支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 契約金額の上限

9,692,100 円（消費税及び地方消費税を含む）

※当該予算が議決されなかった場合は、本業務の手続きについて停止等の措置を行う場合がある。その場合、当県は手続きの停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。

3. 参加資格

本業務の企画提案に単独で参加する者は、（1）から（7）の要件をすべて備えていること。

また、共同企業体（JV）で参加する者は、（8）から（11）の要件をすべて備えていること。

- (1) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）による競争入札参加資格者で、Q 5「広告・イベント業務」で登録している者であること。（ただし、参加表明書提出時点において登録が完了していない者については、その時点において当該項目に係る登録申請書類を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととするが、企画提案書等提出締切時点（令和 8 年 3 月 19 日 12 時）までに登録を完了していなければ、本件に関する参加資格を喪失するものとする。）

- (2) 同種業務を公告日から過去 5 年間に受託した実績を有する者であること。

※同種業務：民間事業者又は国、地方公共団体等の採用広報に係る SNS による情報発信業務

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- (8) 共同企業体のうち、少なくとも代表企業は（1）の条件を満たしていること。
- (9) 共同企業体のうち、いずれかの構成企業が（2）の条件を満たしていること。
- (10) 共同企業体のすべての構成企業が（3）～（7）の条件を満たしていること。
- (11) 共同企業体の構成企業は、他の共同企業体の構成企業として、又は単独で重複参加していないこと。

4. 手続き等

本業務の企画提案に参加する者は、以下のとおり書類等を提出しなければならない。

提出物について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じること。

なお、参加申込書及び提案書の提出期限までに応募者の数が 2 者に達しない場合は、募集内容を見直し、再公告するものとする。

(1) 参加表明書等の提出

① 提出書類

(i) 参加表明書（様式 1）

(ii) 同種業務（前記 3（2）に記載の業務）の実施実績（様式 2）

契約書の写し、仕様書等を添付し、契約内容及び実施実績が分かるように示すこと。

(iii) 事業者概要書（様式 3）

会社概要（リーフレット等）があれば添付すること。

※共同企業体（JV）による参加の場合は、以下の提出物も併せて提出すること。

(iv) 共同企業体委任状（様式 4）

(v) 共同企業体一覧（様式 5）

(vi) 共同企業体協定書（様式 6）

・参加表明書（様式 1）は、共同企業体の代表企業が提出すること。

・同種業務の実施実績（様式 2）は、該当するすべての構成企業について提出すること。

・事業者概要書（様式 3）は、すべての構成企業について提出すること。

② 提出期限

令和 8 年 3 月 10 日（火）17 時（必着）

③ 提出方法

後記 12 あてメール、郵送、持参のいずれかの方法により提出すること。

なお、郵送による場合は、配達（到着）の事実が証明できるものに限る。

※期限までに書類を提出しない者は、これ以降の企画提案を行うことができない。

（２）企画提案書等の提出

① 提出物

（i）企画提案書表紙（様式 7）

（ii）業務実施体制（様式 8-1 及び 8-2）

（iii）見積書（任意様式）

- ・一式計上ではなく、第三者により客観的判断が可能な積み上げ方式とし、算定根拠を明確に示すこと。（各項目の単価が判断できる内容とすること。）

なお、「値引き」等金額を差し引くものは記載しないこと。

- ・宛先は「奈良県知事」とすること。

（iv）企画提案書

- ・A4 版片綴じを原則とする。資料の都合上、部分的に A3 版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。
- ・企画提案書には必ずページ番号を付けること。また、項目ごとのインデックスを付すなど閲覧性に配慮すること。
- ・企画提案書の枚数は制限しない。
- ・企画提案書には、仕様書等を踏まえ、以下の項目を盛り込むこと。

（ア）業務実施方針

前記「2（2）目的」を踏まえ、仕様書に記載の業務内容についてどのように実施するのか分かりやすく記載し、業務全体のコンセプトや狙い等を提案すること。

（イ）Instagram による情報発信

- ・（ア）のコンセプト等を踏まえた投稿企画の意図・構成・デザインとその考え方を提案すること。
- ・前項の考え方を踏まえ、投稿計画・投稿内容を提案すること。
投稿計画：全体の投稿計画を提案すること。
投稿内容：サンプルとして、特定のテーマを設定し、具体的なフィード及びリールの投稿案をそれぞれ提案すること。（写真・文章・ハッシュタグ含む）
その投稿が何故ターゲットに訴求するかについての理由を併せて記載すること。
- ・広告配信について、ターゲットへの到達確度の高い方法を提案すること。
- ・Instagram による情報発信の目標値とその効果検証方法を提案すること。

（ウ）コンサルティング業務

- ・本業務において発揮できるコンサルティング上の強みや実績
- ・Instagram のほか、各種 SNS（LINE、YouTube 等）を有効活用するなど情報発信の効果をより高めるための SNS 運用全体に係る助言・支援の内容

（エ）その他、より効果的と考えられる独自の取組案

（オ）業務スケジュール

② 提出期限

令和8年3月19日（木）12時（必着）

③ 提出方法及び提出部数

後記12あて郵送又は持参により提出すること。なお、郵送による場合は、配達（到着）の事実が証明できるものに限る。

① 提出物（i）～（iv）について、紙媒体により9部提出すること。

- ・9部のうち、正本は1部、副本は8部とする。
- ・副本8部については、公平性を保つため、提案者を判読できるような内容（名称、ロゴマーク等）の記載を一切行わないこと。

5. 説明会

本業務の企画提案に関する説明会は開催しない。

6. 質問の受付

本業務の企画提案に関する質問については、質問票（様式9）により、次のとおり受け付ける。

（1）受付期間 令和8年3月3日（火）17時まで（必着）

（2）受付方法 後記12あてメールにて提出（送信）すること。

提出後は、電話により到達確認を行うこと。

（電話・来訪等、口頭による質問は受け付けない。）

（3）回答方法 奈良県総務部行政・人材マネジメント課ホームページ上に公表する。

回答の公表は、令和8年3月5日（木）に行う予定。

7. 企画提案書等の審査及び結果の公表

（1）選定審査会の設置

「奈良県職員採用 SNS 運用支援業務委託業者選定審査委員会」（以下「選定審査会」という。）を設置し、最優秀企画提案者を選定する。選定委員会は、次の事務を所掌する。

- ① 企画提案書等の審査に関する事項
- ② 最優秀企画提案者の選定に関する事項
- ③ その他必要と認める事項

（2）審査基準

審査にあたっては、別記「審査基準」に基づき総合的に評価する。

（3）受託者の選定

① 企画提案書等の審査

（i）企画提案の審査は、選定審査会により、次の審査項目について採点を行うものとする。

選定審査会の各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も合計得点の高い1事業者を最優秀企画提案者として選定する。なお、各委員の点数を合計した得点が6割以上であることを契約相手方特定の条件とする。

（ii）（i）の合計得点が同点の場合は、各委員の評価で1位が多い者を契約の相手方として特定する。

（iii）（ii）の1位評価が同数の場合は、見積価格の低い者を契約の相手方として特定する。

（iv）（iii）の見積価格が同額の場合は、委員長が高い評価をした者を契約の相手方として特定する。

(v) (iv) が同評価の場合は、くじ引きにより契約の相手方を特定する。

② プレゼンテーション等

提出のあった企画提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。

なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。

(i) 日程

令和8年3月25日(水) 午後(予定)

※時間等の詳細は、後日提案者に対して通知する。

(ii) 実施方法等

- ・1提案者あたりプレゼンテーション20分、質疑応答10分とする。
- ・プレゼンテーションに必要な機材(プロジェクター・スクリーン・パソコン等)は県が準備する。

(iii) その他

- ・プレゼンテーション等は非公開とする。
- ・プレゼンテーション等で使用する資料は、事前に県に提出した企画提案書のみとし、新たな資料等の提案は認めない。

③ 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書等を提出した事業者のみに対して書面で通知する。

8. 契約

- (1) 上記7により最優秀企画提案者として選定された者は、速やかに県と本業務に係る契約を行うこと。選定された者が正当な理由なく遅延した場合は、選定を取り消すことがある。
- (2) 契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書きの規定に該当する場合は免除する。
- (3) 契約金額は、企画提案時に提出した見積書に記載の金額とする。
- (4) 企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。

9. 契約の不締結

契約予定者が契約締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約予定者と契約をしないものとする。

- ア) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- イ) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ウ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- カ) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- キ) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、県が県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ク) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

10. 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が前記 9 のいずれかの要件に該当すると認められた場合、企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。

11. その他

- (1) 本企画提案に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。また、審査作業等の必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 参加表明書を提出した後に辞退する場合は、速やかに後記 12 まで連絡するとともに、書面（任意様式）にて辞退の届出を行うこと。
- (4) 選定結果として企画提案書等を提出した事業者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また、県民等からの情報公開の請求に応じて企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (5) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (6) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合、損害賠償は行わない。

12. 問合せ及び提出先

奈良県総務部行政・人材マネジメント課採用係

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30

TEL : 0742-27-2052（直通） FAX : 0742-26-0457

E-mail : recruit@office.pref.nara.lg.jp

審査基準

<別記>

審査項目		点数
業務遂行能力 (15 点)	① 同種業務を実施した実績があり、本業務の成果を期待できるか。	5 点
	② 本業務を柔軟かつ円滑に遂行できる適切な業務実施体制となっているか。	5 点
	③ 業務スケジュールは適切で、実現可能なものとなっているか。	5 点
企画提案の内容 (80 点)	④ 業務実施方針 本業務の目的及び趣旨を十分に理解した内容となっているか。	10 点
	⑤ Instagram による情報発信	45 点
	年間を通した企画内容（投稿計画・投稿内容等）は、民間事業者ならではのノウハウや知見が活かされ、創意工夫がなされているか。	(10 点)
	投稿ごとのターゲットや目的の設定は、県で働く魅力を広く伝え、効果的に訴求するものとなっているか。	(10 点)
	デザインは視認性、訴求力の高いものであり、県のブランディングを意識したものとなっているか。	(10 点)
	広告配信は、質及び拡散力の高い効果的なものであるか。	(5 点)
	目標数値及び効果検証の方法は、業務目的の達成に向けた適切な内容となっているか。	(10 点)
	⑥ コンサルティング業務 Instagram のほか、各種 SNS（LINE、YouTube 等）の有効活用など情報発信の効果をより高めるための SNS 運用全体に係るコンサルティングの実施が期待できるか。	20 点
経費 (5 点)	⑦ その他独自の取組 本業務の効果をさらに高める工夫や独自の提案等がなされているか。	5 点
	⑧ 提案内容に見合った妥当な価格であり、コスト削減が考慮されているか。	5 点

計 100 点